

第2期

静岡市 自殺対策行動計画

生きる!
を
支える



「生きる!を支える」みんなの隊長いきるん

平成29年度～平成30年度



静岡市

第2期 静岡市自殺対策行動計画

02 第1章 静岡市自殺対策行動計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間と数値目標
- 4 推進体制

04 第2章 自殺対策の基本認識

- 1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- 2 自殺は、その多くが防ぐことができる死
- 3 自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発していることが多い

06 第3章 市における自殺の現状

- 1 自殺者数・自殺死亡率の推移
- 2 年齢別自殺者数
- 3 原因・動機別自殺者数(平成27年)
- 4 職業別自殺者数(平成27年)
- 5 市救急活動実績(平成27年)
- 6 自殺対策に関する意識調査結果

18 第4章 市における自殺対策の基本方針

20 静岡市自殺対策行動計画体系図

21 第5章 重点施策別事業

- 1 自殺の実態を明らかにする
- 2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 4 こころの健康づくりを進める
- 5 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 6 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人の苦痛を和らげる
- 9 民間団体との連携を強化する

<資料>

- 37 1 自殺対策基本法 <資料1>
- 41 2 自殺対策基本法の概要 <資料2>
- 42 3 自殺総合対策大綱の概要 <資料3>
- 43 4 計画策定の経過 <資料4>

第1章

静岡市自殺対策行動計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成10年から急増し、年間3万人を超える状態で推移してきましたが、平成22年以降は減少が続く、平成24年以降は3万人を下回っています(数値は、内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」より)。

しかし、平成18年から平成27年までの10年間だけで、我が国の自殺者数は約30万人に上り、平成27年においても一日に平均66人が自殺で亡くなっています。

また、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率についても、我が国は主要先進7か国で最も高く、10代後半から30代の死因第一位が自殺であり、児童、生徒を含む若年世代の自殺も深刻な状況のまゝとなっており、引き続き大きな社会問題となっています。

国では、平成18年6月に「自殺対策基本法」を公布、同年10月に施行し、翌年6月にはこの法律に基づき、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。また、平成24年8月には、「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域の実情に応じた地域レベルでの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性や、自殺未遂者向けの対策、行政、関係団体等の取組の連携や協働の必要性を指摘しています。

静岡市では、平成10年以降、毎年150人前後の方々が自殺により命を落とされています。平成24年以降は3年連続して減少していますが、自殺者数が増加する前の平成9年の数値と比べると、まだ多い状況です。また、自殺しようとする人は自殺者の約十倍はいるといわれ、自殺や自殺未遂によって、周囲の人々も大きな影響を受けます。

自殺の背景には、失業、多重債務等の経済問題、うつ病や精神疾患、身体的病気などの健康問題、家庭問題など、様々な要因が複雑に絡み合っています。自殺は個人の自由な選択の結果ではなく、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、社会全体で取り組む必要があります。

このようなことから、静岡市では、平成19年10月に「静岡市自殺対策連絡協議会」を設置し、平成21年5月に策定した「静岡市自殺対策行動計画」に基づいて、関係機関・団体とともに、様々な取組を行ってきました。

この計画は、当初の計画策定以降の自殺総合対策大綱の見直しや社会情勢、最近の自殺に関する状況、平成22年度及び平成27年度に実施した「静岡市自殺対策に関する意識調査」の結果を踏まえ、第2期静岡市自殺対策行動計画として策定したものです。

この計画の推進により、市民の自殺対策に対する意識やメンタルヘルスに対する意識が向上し、本市における「生きる!を支える」取組がより一層広まることで、自殺に追い込まれることのない社会を目指していきます。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、自殺対策基本法第13条第2項(都道府県自殺対策計画等)の規定に基づき、市町村自殺対策計画として、市の状況に応じた総合的な自殺対策の施策を策定したものです。
- (2) この計画は、「第3次静岡市総合計画」の「健康・福祉分野～安心・安全な生活を支え生涯を通じた健康づくりを推進します」の一部を構成するものです。

3 計画期間と数値目標

国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成29年中に見直される予定であるため、第2期静岡市自殺対策行動計画の計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)までの2年間とします。

計画の数値目標は、平成30年(2018年)の静岡市の自殺死亡率(※1)を16.5以下とします。

これは、平成27年の自殺死亡率が19.0であり、第1期静岡市自殺対策行動計画の数値目標を達成していないため、引き続き目標とするものです。

なお、数値目標は、自殺総合対策大綱に示された国の数値目標(※2)を実現するため、静岡市として同様の方針で設定しています。

また、市民意識調査で把握された「強い精神的ストレスや不安を感じる人の割合」「こころの相談機関を知っている人の割合」も指標とします。

静岡市の自殺対策の数値目標

項 目		平成17年 (基準年)	平成27年	平成30年
自殺死亡率 (10万人当たりの自殺死者数)		20.7 ※3	19.0 ※4 (平成27年確定値)	16.5以下
市民意識 調査より	強い精神的ストレスや 不安を感じる人の割合	66%	71.0% (平成27年度調査より)	66%以下
	こころの相談機関を 知っている人の割合	41%	50.8% (平成27年度調査より)	55%以上

※1 自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺死者数(人口規模による偶然変動の影響を抑える統計学的処理を行った数値)

※2 国の数値目標…自殺総合対策大綱 第4 自殺対策の数値目標「数値目標自体(平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させる)には変更を加えない(中略)」

※3 平成17年の自殺死亡率20.7≒自殺者145人÷人口701,735人×10万

※4 平成27年の自殺死亡率19.0≒自殺者136人÷人口715,752人×10万

(※3・4はいずれも、自殺者は内閣府・警察庁「地域における自殺基礎資料より／人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」より)

4 推進体制

この計画の推進に当たっては、相談窓口を持つ機関や団体及び行政をメンバーとする「静岡市自殺対策連絡協議会」を開催し、各機関、団体相互の情報の共有化を図るとともに、各種事業の実施にあたっては各機関及び団体相互の連携及び協働を図り、総合的な自殺対策の推進を図ることとします。

また、静岡市自殺対策連絡協議会において、随時計画の進捗状況等について点検、評価を行い、その着実な推進を図ります。

第2章

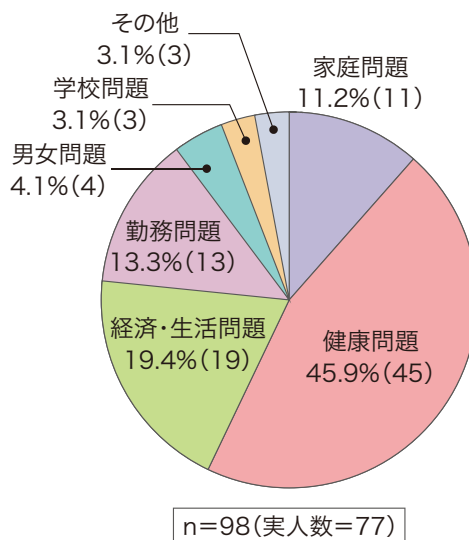
自殺対策の基本認識

市民、関係機関・団体、行政が、自殺に関し共通して認識すべき事項として、自殺総合対策大綱に記載されている3つの基本認識を挙げました。市を挙げて自殺対策を推進しなければならない理由は、この基本認識にあります。

1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

- 自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われるがちですが、実際には、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気や悩み等の健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。
- 自殺に至る心理としては、このような様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や役割喪失感等から危機的な状況にまで追い込まれてしまうという過程と見ることができます。
- 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病等の精神疾患を発症しており、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきました。

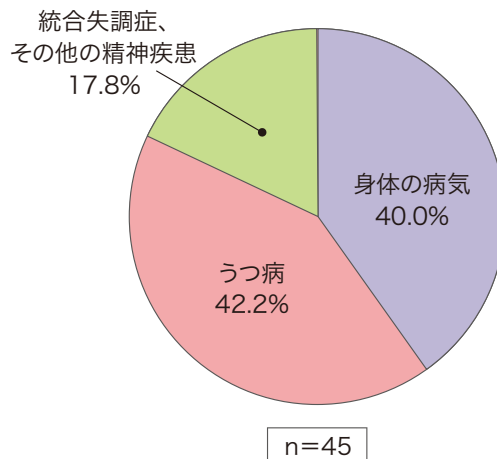
原因・動機別自殺者数の構成割合【総数】



2 自殺は、その多くが防ぐことができる死

- 失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因が背景・原因となる自殺は、制度や慣行の見直し、相談・支援体制の整備という社会的な取組により防ぐことができます。
- 健康問題や家庭問題等、個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることでより自殺を防ぐことができます。
- うつ病、アルコール依存症、統合失調症等には有効な治療法があり、早期発見、早期治療により自殺死亡率を引き下げることができるとされています。
- 社会の適切な介入や、うつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、自殺の多くを防ぐことができます。

静岡市における健康問題による自殺者の内訳(平成27年)

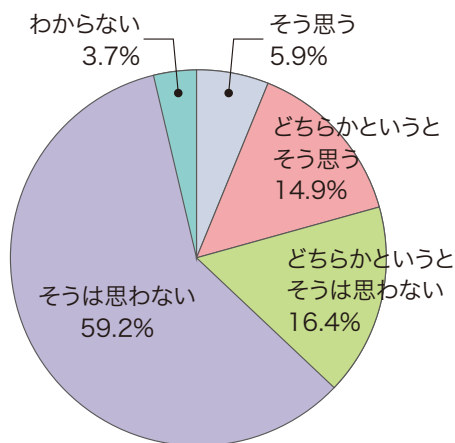


※自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計

3 自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発していることが多い

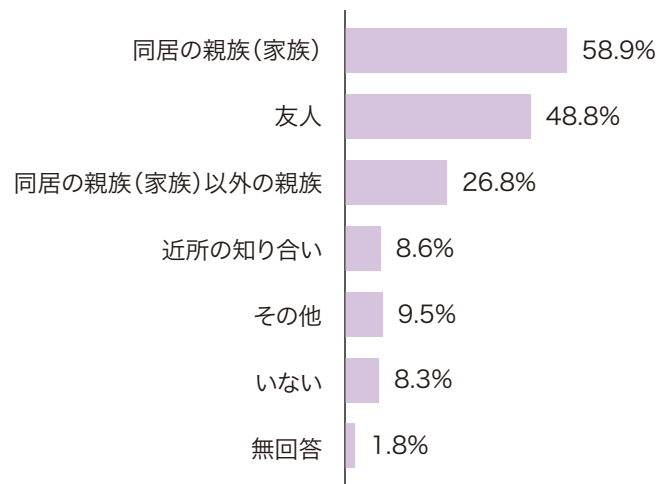
- 精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、受診することに心理的な抵抗を感じ、受診に至る人は少ないことが分かっています。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの抵抗感から問題を深刻化しがちと言われています。
- 死にたいと考えている人も、心の中は「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。
しかしながら、身近な人でさえ自殺のサインに気づき難い場合もあるため、市民一人ひとりの気づきを自殺予防につなげていくことが重要です。

悩みやストレスを、相談したり、
助けを求めたりすることは
恥ずかしいことだと思うか



※平成27年度実施
「静岡市自殺対策に関する意識調査結果」より

不満や悩みやつらい気持ちの話し相手



※複数回答可
※平成27年度実施「静岡市自殺対策に関する意識調査結果」より

自殺のサイン(自殺予防の10箇条)

※厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」(2010.8.5)より

（次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。）
早い段階で専門家に受診させてください。

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 1 うつ病の症状に気をつける | 6 職場や家庭でサポートが得られない |
| 2 原因不明の身体の不調が長引く | 7 本人にとって価値あるものを失う |
| 3 酒量が増す | 8 重症の身体の病気にかかる |
| 4 安全や健康が保てない | 9 自殺を口にする |
| 5 仕事の負担が急に増える、
大きな失敗をする、職を失う | 10 自殺未遂に及ぶ |

第3章

市における自殺の現状

1 自殺者数・自殺死亡率の推移

全国の自殺者数は平成10年に前年から比べ8,000人余り増加して3万人を超え、その後は3万人前後で推移していましたが、平成24年以降は2万人台で推移しています。自殺死亡率は、平成10年の26.2をピークに、平成21年以降は減少が続いています。

市の自殺者数は、平成10年以降、150人前後で推移し、平成16年の180人が最も多くなっていますが、平成24年以降は4年連続で減少しています。自殺死亡率は、平成16年の25.6をピークに、平成24年以降は減少しています。

※静岡市、静岡県の自殺者数のうち、平成9～20年は静岡県警生活安全部生活安全企画課発表「静岡県内の自殺の概要」より

※全国の自殺者数のうち、平成9～20年は警察庁生活安全局生活安全企画課発表「自殺の概要資料」より

※平成9～20年の自殺死亡率の算出に用いた人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」に基づく

※静岡市の平成21～27年の自殺者数及び自殺死亡率は、内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」より

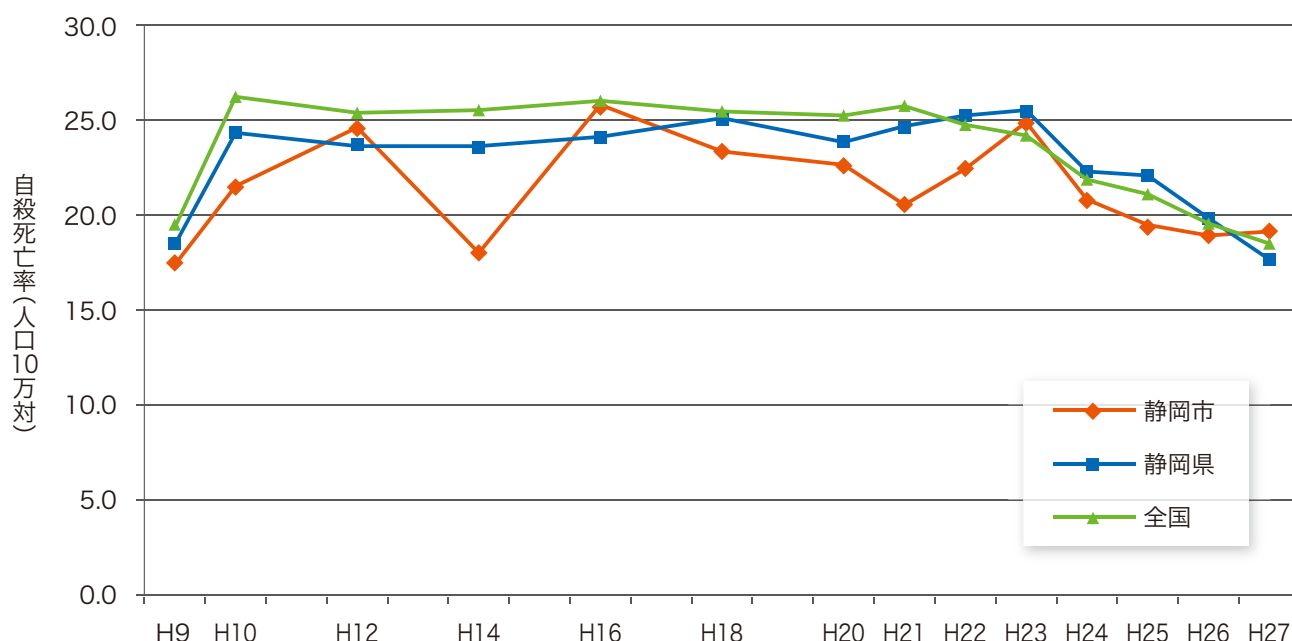
※静岡県、全国の平成21～27年の自殺者数及び自殺死亡率は、内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料(発見日・発見地)」より

		H9	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
静岡市	自殺者数(人)	121	152	174	127	180	165	161	147	161	177	148	140	137	136
	自殺死亡率	17.4	21.4	24.6	18.0	25.6	23.1	22.6	20.5	22.4	24.7	20.7	19.5	19.1	19.0
静岡県	自殺者数(人)	693	914	890	893	912	951	901	934	955	963	834	840	755	678
	自殺死亡率	18.5	24.4	23.7	23.7	24.2	25.2	23.9	24.8	25.3	25.6	22.2	22.1	19.9	17.9
全	自殺者数(人)	24,391	32,863	31,957	32,143	32,325	32,155	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	23,804
国	自殺死亡率	19.5	26.2	25.3	25.4	25.9	25.3	25.4	25.9	24.9	24.3	22.0	21.3	19.8	18.6

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺死者数

※平成14年以前の静岡市の数値は、旧静岡市と旧清水市の数値を合計しています。

※内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」は、平成21年より集計・公表されています。



2 年齢別自殺者数

市の年齢別自殺者数は、若干の増減はあるものの、40歳代から60歳代の中高年の方々が半数以上を占めており、50歳代、60歳代の自殺者数は、平成10年以降高い水準が続き、40歳代も近年増加の傾向が見られます。

市の年齢別自殺者数の推移

※平成9～16年は「静岡市の保健衛生」より

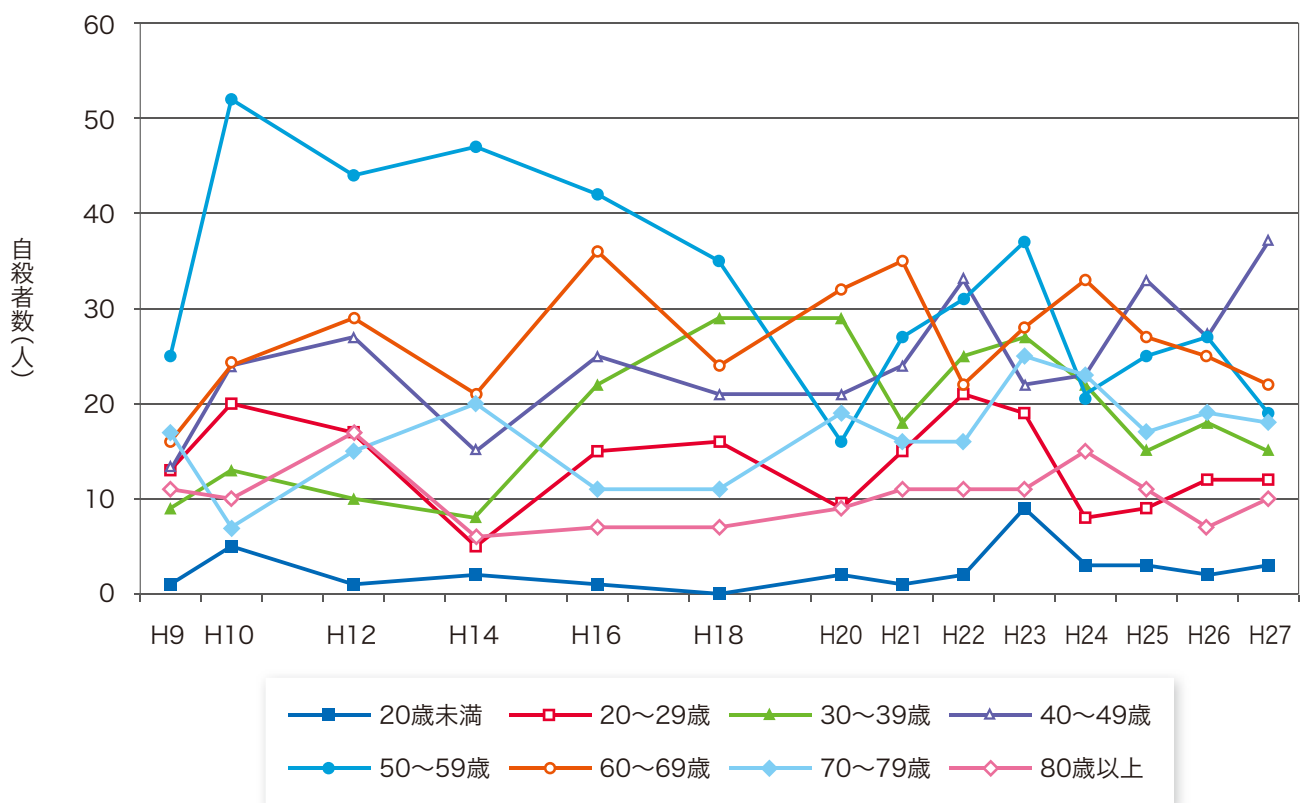
※平成18～20年は厚生労働省「人口動態統計」より

※平成21年以降は内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」より

(単位:人)

	H9	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
20歳未満	1	5	1	2	1	0	2	1	2	9	3	3	2	3
20～29歳	13	20	17	5	15	16	9	15	21	19	8	9	12	12
30～39歳	9	13	10	8	22	29	29	18	25	26	22	15	18	15
40～49歳	13	24	27	15	25	21	21	24	33	22	23	33	27	37
50～59歳	25	52	44	47	42	35	16	27	31	37	21	25	27	19
60～69歳	16	24	29	21	36	24	32	35	22	28	33	27	25	22
70～79歳	17	7	15	20	11	11	19	16	16	25	23	17	19	18
80歳以上	11	10	17	6	7	7	9	11	11	11	15	11	7	10
合 計	105	155	160	124	159	143	137	147	161	177	148	140	137	136

※平成14年以前の数値は、旧静岡市と旧清水市の数値を合計しています。



3 原因・動機別自殺者数(平成27年)

平成27年の原因・動機別自殺者数では、健康問題(うつ病)(静岡市24.7%、静岡県32.3%、全国28.5%)、健康問題(うつ病以外)(静岡市33.8%、静岡県38.2%、全国39.6%)、経済・生活問題(静岡市24.7%、静岡県31.1%、全国23.2%)を原因とした自殺が多くなっています。

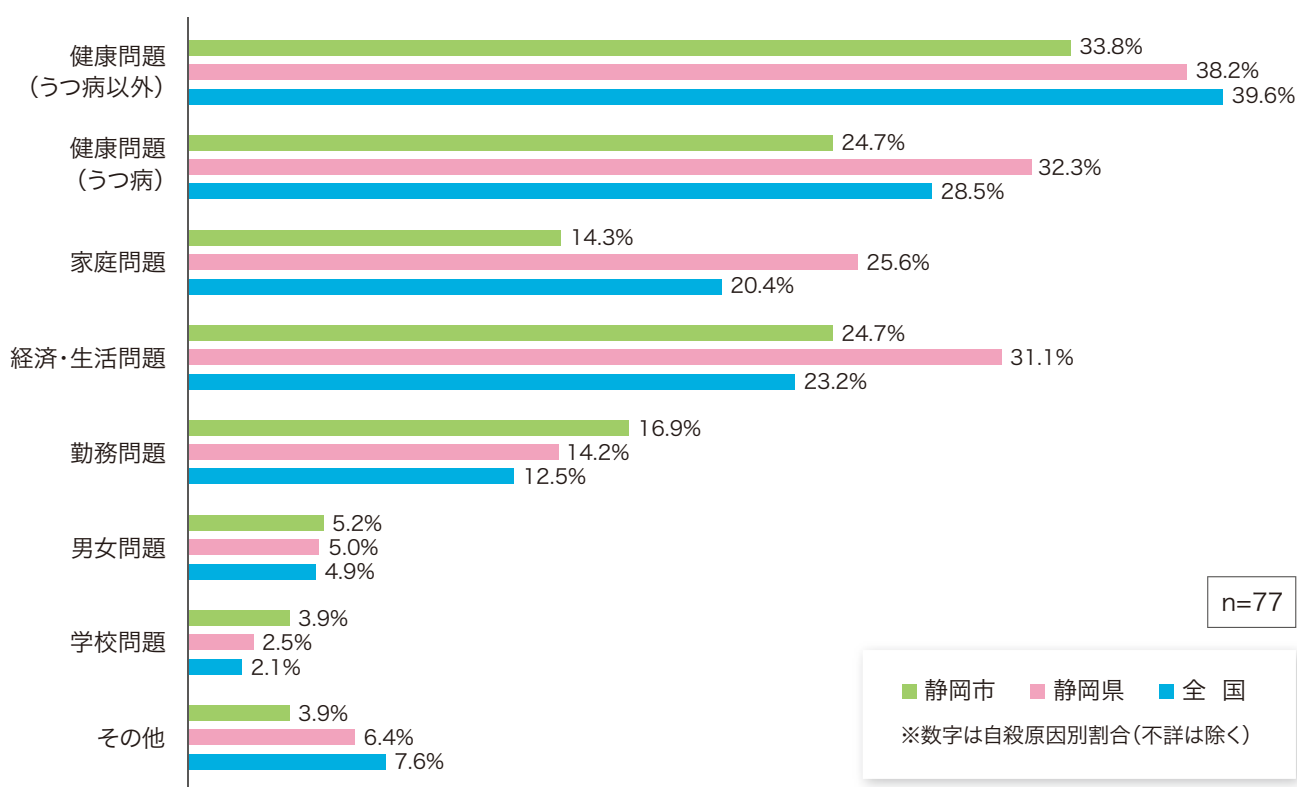
静岡市、静岡県、全国のいずれも、健康問題(うつ病以外)が最も多くなっており、次いで健康問題(うつ病)、経済・生活問題が多くなっています。

※静岡市は「自殺原票データを内閣府において特別集計したもの(自殺日ベース)」より

※静岡県は静岡県警察統計資料より

※全国は内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料(発見地ベース)」より

自殺の原因・動機別割合(平成27年)



※「健康問題(うつ病)」: 静岡市、全国…うつ病のみ 静岡県…うつ病、精神障害等

※「健康問題(うつ病以外)」: 静岡市、全国…病気の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(統合失調症)、病気の悩み・影響(薬物乱用)等
静岡県…うつ病、精神障害等以外

(参考)市の原因・動機別自殺者数の推移

市の原因・動機別自殺者数では、健康問題を原因とする自殺者数が最も多くなっていますが、その数は年々減少する傾向にあります。

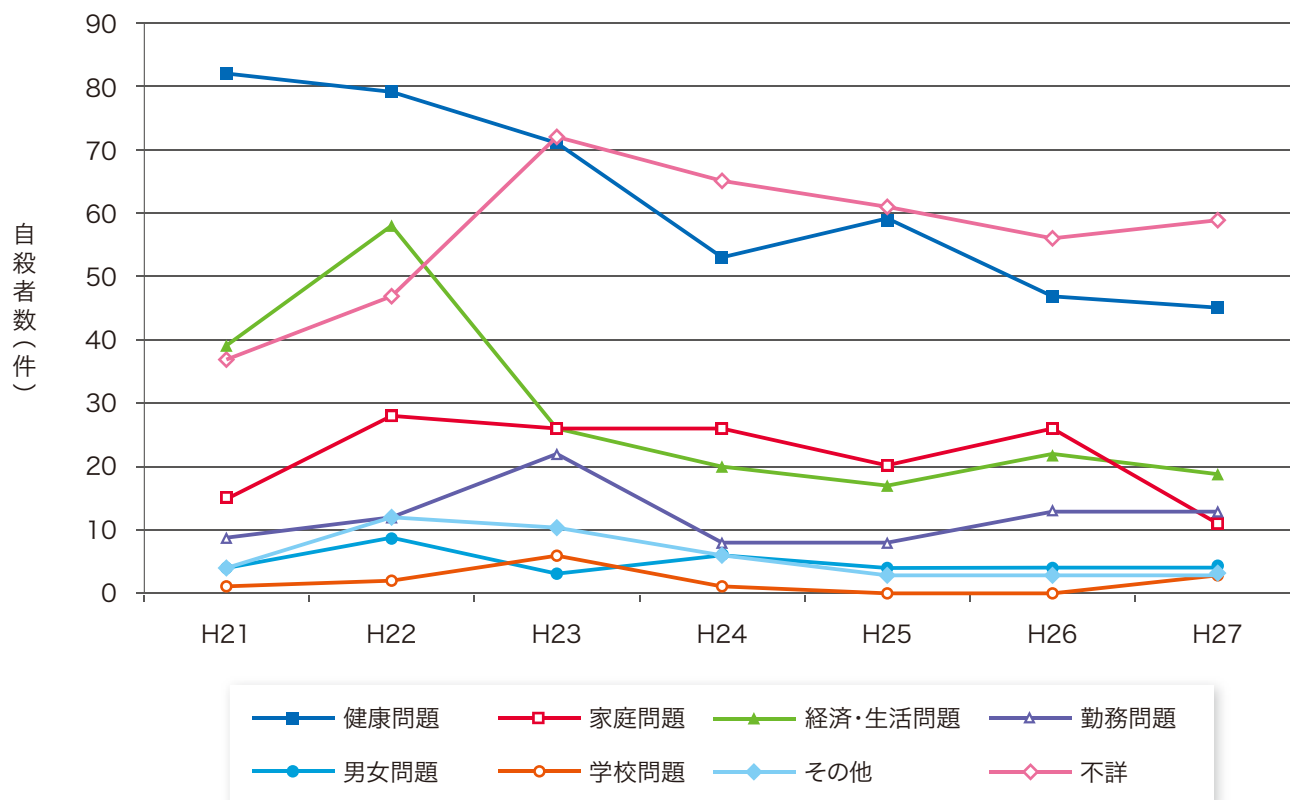
※内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」より

(単位:件)

	H21	H22	H23	H24	H28	H26	H27
健康問題	82	79	71	53	59	47	45
家庭問題	15	28	26	26	20	26	11
経済・生活問題	39	58	26	20	17	22	19
勤務問題	9	11	22	8	8	13	13
男女問題	4	9	3	6	4	4	4
学校問題	1	2	6	1	0	0	3
その他	6	12	10	6	3	3	3
不詳	37	47	72	65	61	56	59
合 計	193	246	236	185	172	171	157

※数字は原因・動機特定者に対して、一人につき3つまで計上可能としているため、自殺者数とは一致しない。

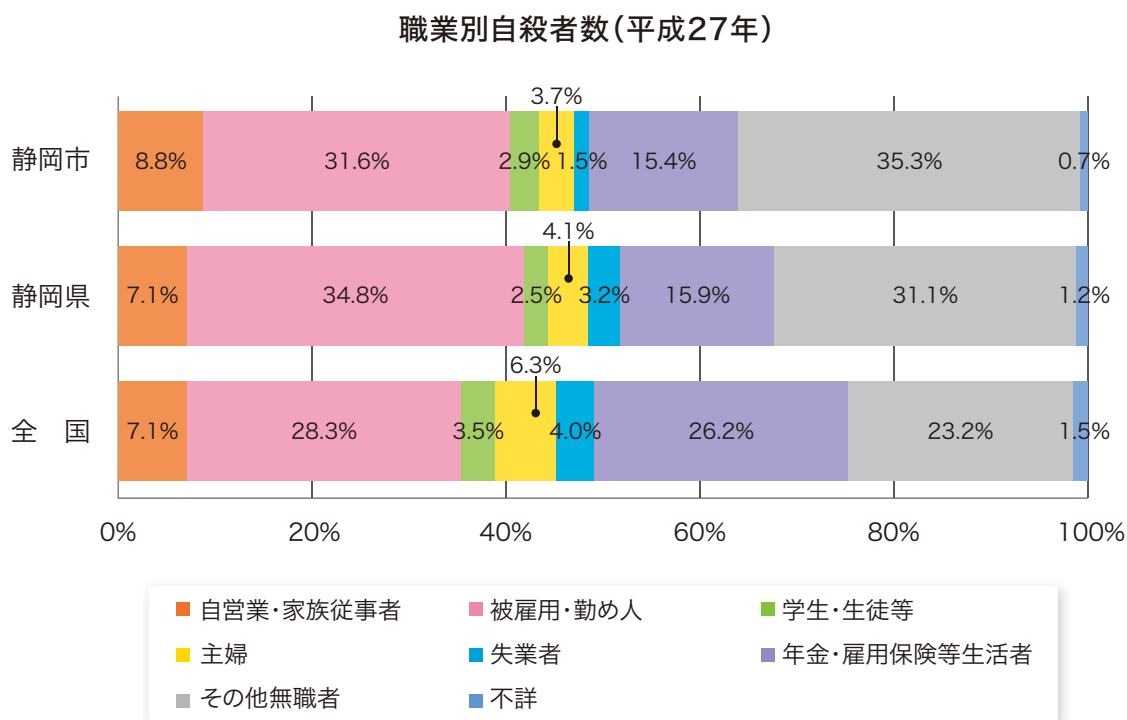
原因・動機別自殺者数(静岡市)



4 職業別自殺者数(平成27年)

市の平成27年の職業別自殺者数は、国や県と比較して、主婦(静岡市3.7%、静岡県4.1%、全国6.3%)、失業者(静岡市1.5%、静岡県3.2%、全国4.0%)、年金・雇用保険等生活者(静岡市15.4%、静岡県15.9%、全国26.2%)の割合は少なく、自営業・家族従事者(静岡市8.8%、静岡県7.1%、全国7.1%)、その他無職者(静岡市35.3%、静岡県31.1%、全国23.2%)の割合は、多くなっています。

※内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」より



	静岡市		静岡県		全国	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
自営業・家族従事者	12	8.8%	48	7.1%	1,690	7.1%
被雇用・勤め人	43	31.6%	236	34.8%	6,740	28.3%
学生・生徒等	4	2.9%	17	2.5%	832	3.5%
主婦	5	3.7%	28	4.1%	1,492	6.3%
失業者	2	1.5%	22	3.2%	945	4.0%
年金・雇用保険等生活者	21	15.4%	108	15.9%	6,226	26.2%
その他無職者	48	35.3%	211	31.1%	5,518	23.2%
不 詳	1	0.7%	8	1.2%	361	1.5%
合 計	136	100.0%	678	100.0%	23,804	100.0%

※その他無職者…利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者

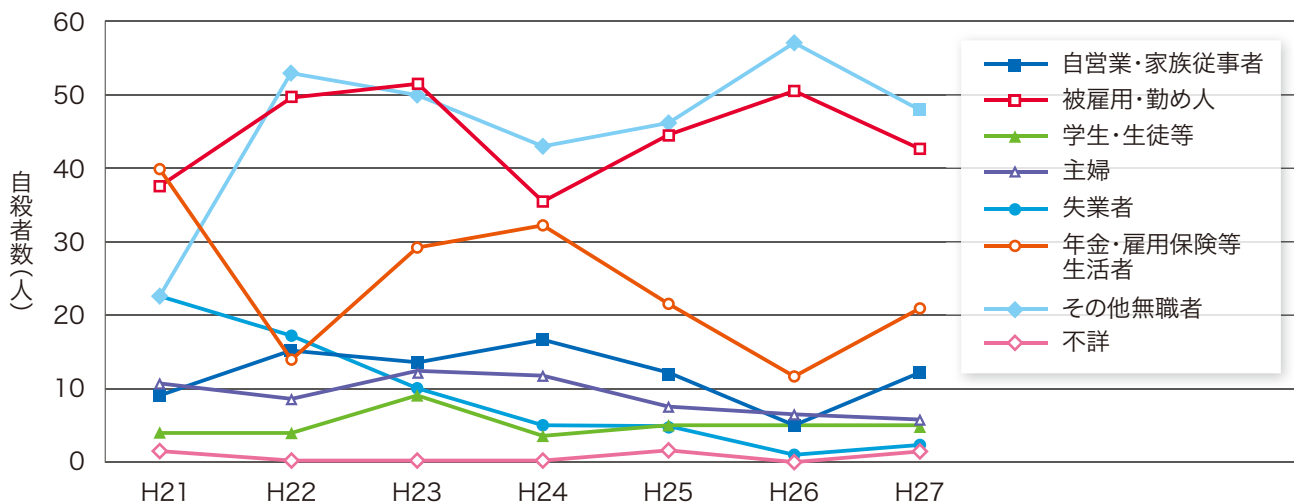
(参考)市の職業別自殺者数の推移

市の職業別自殺者数の推移をみると、平成21年以降、被雇用・勤め人、及びその他無職者が増加する傾向にあります。一方、年金・雇用保険等生活者、及び失業者は減少する傾向にあります。

※内閣府・警察庁「地域における自殺の基礎資料」より

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自営業・家族従事者	9	15	14	17	12	6	12
被雇用・勤め人	37	50	52	36	44	51	43
学生・生徒等	3	3	9	3	4	4	4
主婦	11	9	13	12	7	6	5
失業者	23	17	10	5	4	1	2
年金・雇用保険等生活者	40	14	29	32	22	12	21
その他無職者	23	53	50	43	46	57	48
不詳	1	0	0	0	1	0	1
合 計	147	161	177	148	140	137	136



※厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」・県警察統計資料との相違点

厚生労働省「人口動態統計」

- 日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上しています。
- 自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁「自殺統計」・県警察統計資料

- 総人口(日本における外国人も含む。)を対象としており、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上しています。
- 捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

5 市救急活動実績

全搬送人員に対する自損行為の搬送人員は、平成20年以降、0.7～1.1%で推移しています。

自損行為搬送者の傷病程度別内訳をみると、中等症の割合が減少している一方で、重症の割合が増加する傾向にあります。

● 全出場及び自損行為搬送者数の推移

※静岡市消防年報より

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自損行為	搬送人員	264	231	252	235	236	203	223	199
	構成比	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%
全出場	搬送人員	24,708	25,040	27,302	28,649	28,303	28,474	28,597	29,578

※出場件数とは、救急隊が救護の目的で出場した件数です。

※搬送人員とは、救急隊が傷病者を医療機関等へ搬送した人員です。

● 自損行為搬送者の傷病程度別内訳

※静岡市消防年報より

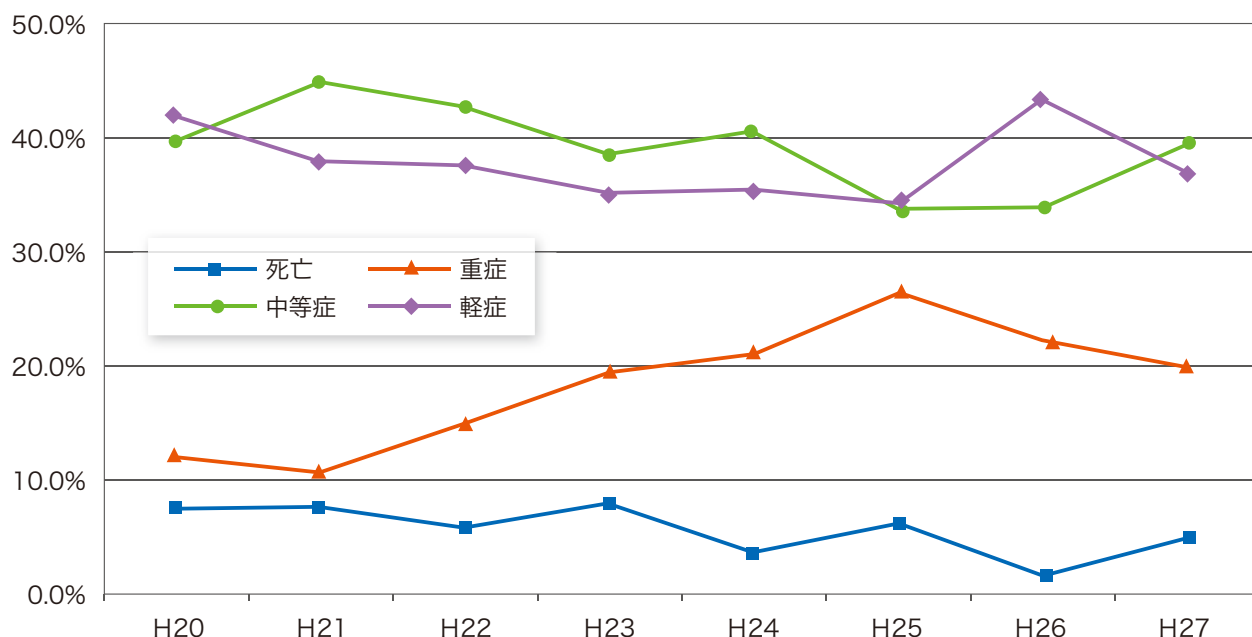
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自損行為 搬送人員	死亡	19 7.2%	17 7.4%	14 5.6%	18 7.7%	8 3.4%	12 5.9%	3 1.3%	9 4.5%
	重症	31 11.7%	24 10.4%	37 14.7%	45 19.1%	49 20.8%	53 26.1%	49 22.0%	39 19.6%
	中等症	104 39.4%	103 44.6%	107 42.5%	90 38.3%	95 40.3%	69 34.0%	75 33.6%	78 39.2%
	軽症	110 41.7%	87 37.7%	94 37.3%	82 34.9%	84 35.6%	69 34.0%	96 43.0%	73 36.7%
	合計	264 100.0%	231 100.0%	252 100.0%	235 100.0%	236 100.0%	203 100.0%	223 100.0%	199 100.0%

死 亡：死亡が確認されたもの

重 症：3週間以上の入院を必要とするもの

中等症：入院を必要とするもの

軽 症：入院を必要としないもの



6 自殺対策に関する意識調査結果

自殺対策に関する意識調査とは…

市民のストレスに関することや、自殺対策に関する意識について調査をすることにより、今後の取組の方向性を定める基礎資料として活用することを目的として実施しています。平成27年度に実施した調査結果のうち、自殺対策行動計画の数値目標に掲げているもの等を抜粋し、平成17年度市民意識調査、平成22年度自殺対策に関する意識調査との比較を行いました。

※平成17年度市民意識調査「私はこう思う」静岡市広報課(5,672人発送、有効回答数2,941件(51.9%))

※平成22年度自殺対策に関する意識調査(6,000人発送、有効回答数3,588件(59.8%))

※平成27年度自殺対策に関する意識調査(6,000人発送、有効回答数2,326件(38.8%))

問1 悩み、苦勞、ストレスを感じる頻度について

あなたは、この1カ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。以下の中であてはまるもの1つだけに○をつけてください。

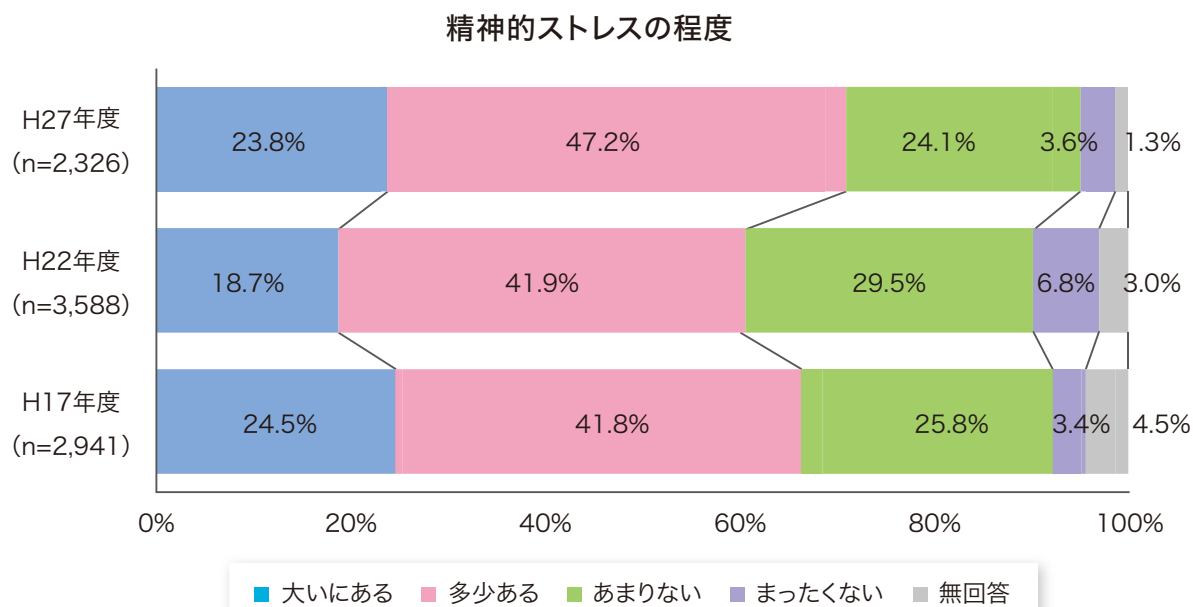
- 1 大いにある 2 多少ある 3 あまりない 4 まったくない

※平成17年度の設問内容：「最近、強い精神的ストレスや不安を感じることがありますか。(○は1つ)」

- 1 よく感じる 2 たまに感じる 3 あまり感じない 4 まったく感じない

最近1か月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスが、「大いにある」と回答した人は23.8%、「多少ある」と回答した人は47.2%であり、合わせて71.0%の市民が精神的ストレスを感じていることが分かります。

平成17年度、平成22年度の「大いにある」「多少ある」を合わせた数を見ると、平成17年度は66.3%、平成22年度は60.6%であり、平成27年度は最も高い割合となっています。



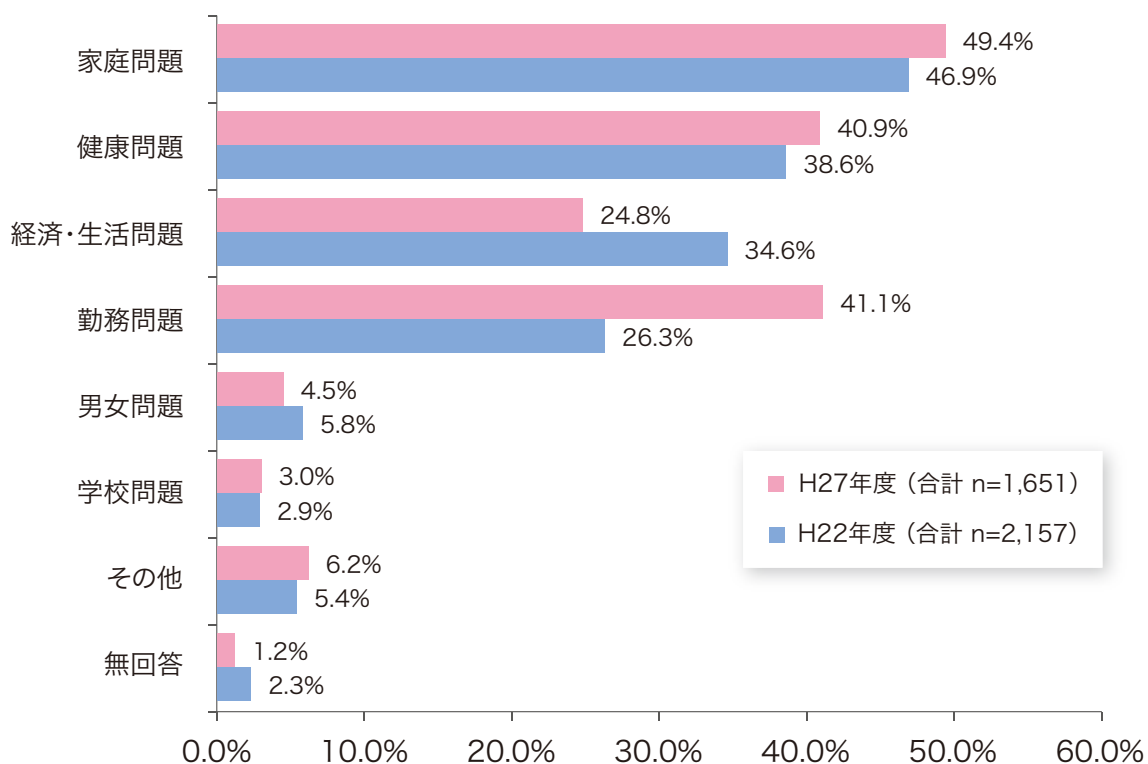
問2 悩み、苦勞、ストレスの原因について

前問において、「大いにある」、「多少ある」と答えた方に

それは、どのような事柄が原因ですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 家庭問題 (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等)
- 2 健康問題 (自分の病気の悩み、身体の悩み 等)
- 3 経済生活問題 (倒産、事業不振、負債、失業 等)
- 4 勤務問題 (転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長期間労働 等)
- 5 男女問題 (失恋、結婚をめぐる悩み 等)
- 6 学校問題 (いじめ、学業不振、教師との人間関係 等)
- 7 その他 (具体的に;)

ストレスの原因で最も多かったのは家庭問題(49.4%)であり、平成22年度と同様の傾向になっています。平成27年度は平成22年度と比較して、経済生活問題が少ないのに対し、勤務問題が多くなっています。



問3 相談相手の有無について

あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいますか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|------------------|-------|
| 1 同居の親族(家族) | 2 同居の親族(家族)以外の親族 | 3 友人 |
| 4 近所の知り合い | 5 その他(具体的に;) | 6 いない |

※平成17年度の設問内容:「精神的ストレスや不安を感じたとき、身近に相談できる人がいますか。(○は1つ)」

1 いる 2 いない

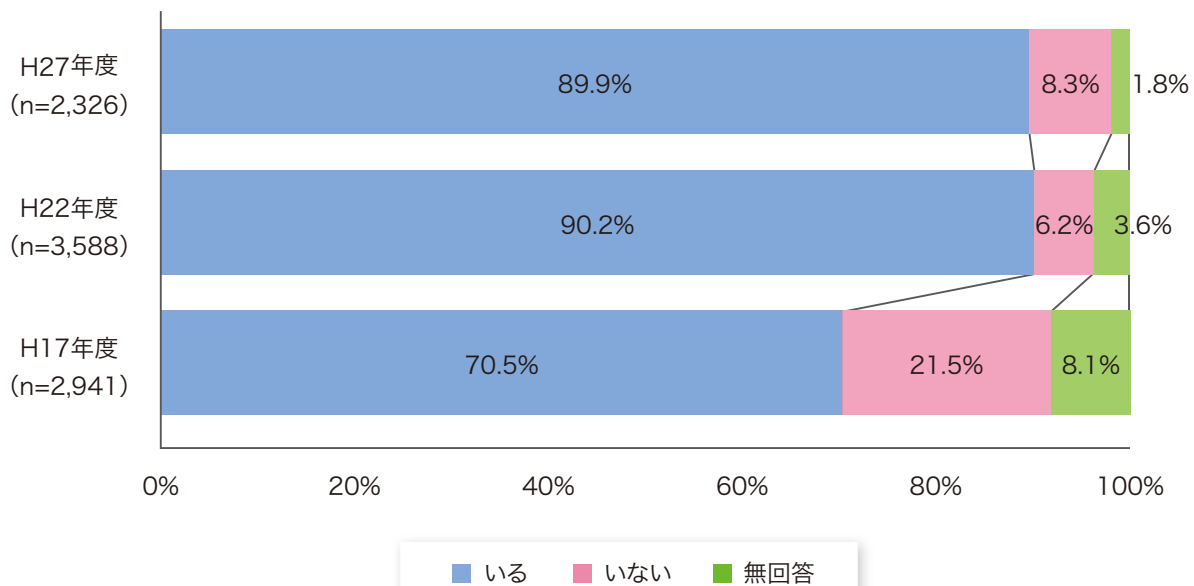
「相談相手が「いる」と回答した方 主な相談相手はどなたですか。(○はいくつでも)」

1 家族 2 友人 3 職場の同僚・上司など 4 医師 5 専門機関の相談員 6 その他

不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人が「いる」と回答した人は89.9%、「いない」と回答した人は8.3%であり、約9割の市民に不満やつらい気持ちの話し相手がいることが分かります。

平成17年度、平成22年度と比較すると、平成27年度は、「いる」と回答した人が平成17年度より多く、平成22年度とほぼ同じ値となっています。

不満や悩みやつらい気持ちの話し相手

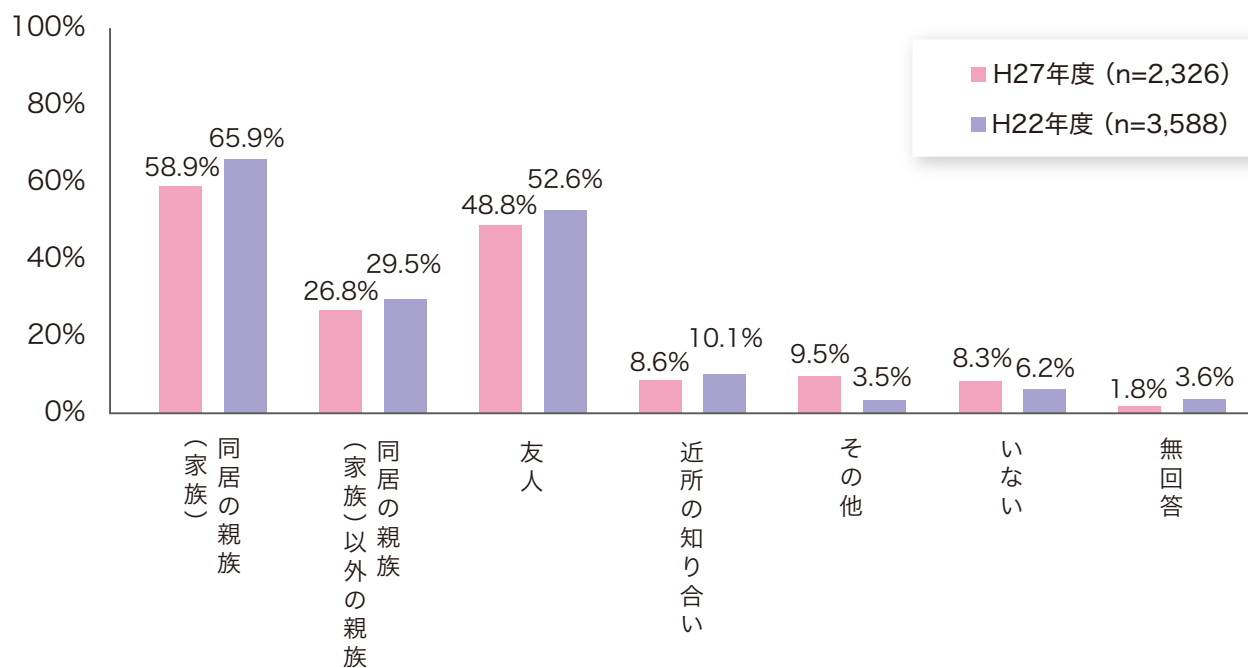


問4 主な相談相手について

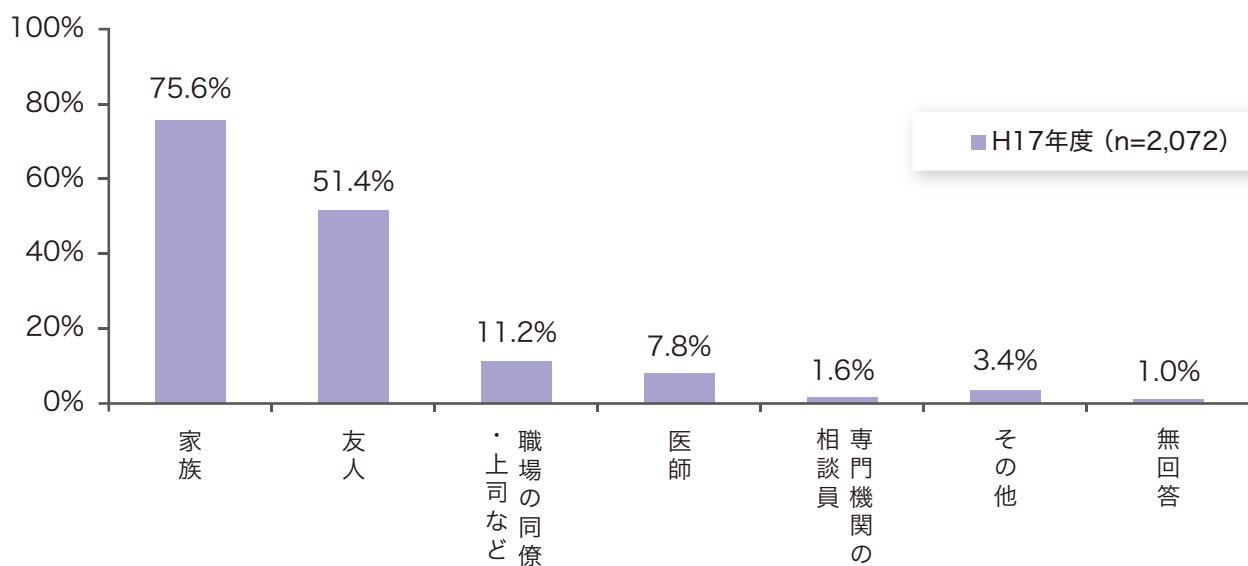
不満やつらい気持ちの話し相手は、「同居の親族(家族)」が65.9%と最も多く、次いで「友人」52.6%、「同居の親族(家族)以外の親族」29.5%となっています。

平成22年度と比較すると、平成27年度は「同居の親族(家族)」、「友人」、「同居の親族(家族)以外の親族」と回答した人の割合は低くなっています。

主な相談相手(平成27・22年度)



主な相談相手(平成17年度)



問5 相談機関の認知について

精神的なストレスや不安について、下の一例にあるような行政または民間団体等のさまざまな機関で相談できることを知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 知っている

2 知らない

※参考【相談窓口の一例】(静岡市自殺対策ホームページ〈しずここネット〉「相談窓口」から抜粋)

相談窓口名称	運営主体	電話番号	備考(特徴など)
静岡市こころの健康センター	静岡市	054-262-3011	こころの健康について、保健師・精神保健福祉士・臨床心理技術者等の専門職員が相談を行います。
静岡市保健所精神保健福祉課	静岡市	054-249-3174	精神の病気の相談や精神に障害のある方の社会復帰の相談に応じています。
女性のためのカウンセリング	静岡市	054-248-1234	女性を取り巻く様々な問題や悩み等の相談に女性カウンセラーが応じる。
精神科医による精神保健相談(保健所)	静岡市	054-249-3174	毎月定期的に、精神科医師による無料相談を実施しています。予約制です。事前にお申し込みください。
てるてる・ハート	静岡市	054-262-3033	うつ病に関する電話相談
こころの電話	静岡県	054-285-5560	心の問題に関する電話相談
こころのよろず相談	静岡市社会福祉協議会	054-371-5130	精神的に悩みを抱える方やその家族の生活上の心配事、不安等に関する相談

※静岡市自殺対策ホームページ〈しずここネット〉 <http://www.shizu-coco.net/>

※平成17年度の設問内容:「精神的なストレスや不安について、こころの健康センター、保健所、保健福祉センターで相談を行っていることを知っていますか(○は1つ)」

1 知っている 2 知らなかった

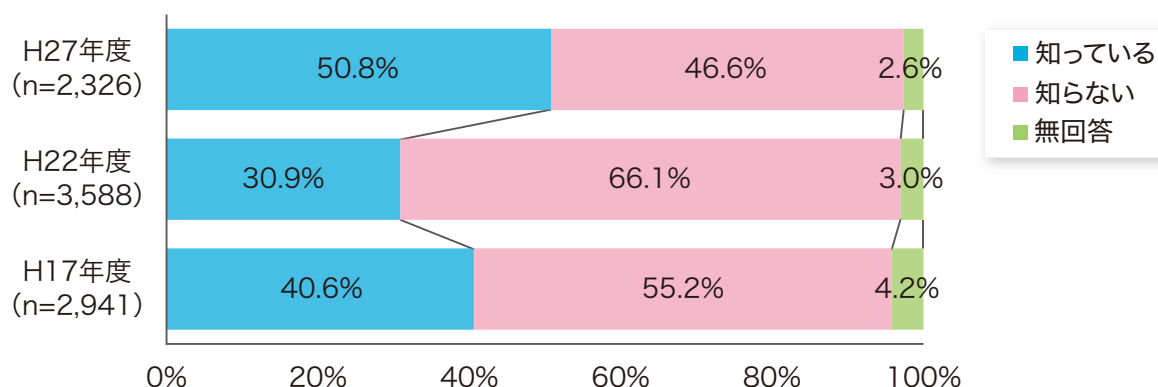
※平成22年度の設問内容:「精神的なストレスや不安について、市で相談できる機関があることを知っていますか。」

1 知っている 2 知らない

精神的なストレスや不安について、さまざまな機関で相談できることを「知っている」と回答した人は50.8%、「知らない」と回答した人は46.6%であり、市民の半数は相談機関を認知していることが分かります。

平成17年度、平成22年度と比較すると、平成27年度は相談機関を知っている人の割合が最も高くなっています。

相談機関の認知



第4章

市における自殺対策の基本方針

市では、次の4つの事項を基本方針として定め、自殺対策に取り組んでいきます。

1

自殺についての市民の理解を深めます

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果であると思われがちです。自殺は「交通事故」と同様に社会全体で取り組み、解決すべき問題だと考えている人は、多いとは言えません。自殺はさまざまな問題により心理的に追い詰められた末の死であり、早期発見と早期対応により防ぐことができるものであるという認識を市民の皆さんに持ってもらうことが重要です。

【主な事業】

うつ・自殺予防市民啓発講演会、精神保健講演会、小中学校の改訂学習指導要領の先行実施に基づく生命尊重の教育など

2

社会的な取組で自殺の要因となる様々な問題を解決します

自殺は、失業や多重債務などの社会的な要因と本人の健康問題などの個人に関する要因が複雑に絡み合って引き起こされるものです。問題の解決を図るため相談窓口の充実を図るとともに、適切な専門機関につなげることができるよう相談窓口同士が連携し、ネットワーク作りを進めていきます。

【主な事業】

各種相談の実施、各種相談窓口の連携・協働（健康全般・子ども関係・女性及び男性専用・労働関係・高齢者・地域・障害者・多重債務・経営者・失業者・介護・いじめ・精神保健福祉 など）など



3

**自殺のリスクが高いうつ病等の精神疾患の
早期発見・早期対応の体制を整備します**

自殺を図った人の多くはその直前にうつ病等の精神疾患にかかっていることが多いのですが、精神科等の専門機関に相談している例は少ないと言われています。そこで、内科医等であるかかりつけ医、民生委員、各種相談窓口の相談員等ゲートキーパーに対し、うつ病等の精神疾患の知識を深めてもらうとともに、精神科医療につなげるための体制作りを進めていきます。

【主な事業】

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業、民生委員・児童委員研修、妊娠婦家庭訪問 うつ病予防チェックリストの実施など

4

自殺未遂者や自殺者遺族に対する支援の充実に努めます

自殺企図は繰り返される傾向があります。また、自殺者の遺族（親族）も心に大きな傷を負います。このことから、自殺者遺族に対するメンタルケア相談を実施していくとともに、自殺未遂者や自殺者遺族等に対するパンフレット等を作成し、警察、消防、医療機関の協力を得て配布します。

【主な事業】

自死※遺族に対するメンタルケア相談、相談窓口カードの配布など

※ここでは「自死」は「自殺」の同義語として使われています。35ページ下段、36ページ上段についても同様です。

第 2 期 静 岡 市 自 殺 対 策 行 動 計 画 体 系 図



第5章

重点施策別事業

自殺総合対策大綱では、当面取り組むべき施策として、自殺対策基本法の9つの基本的施策に沿って9項目の重点施策を設定しています。

静岡市においてもこの大綱にあわせ、9項目の重点施策別に事業を分類しました。

※事業欄の「◎」は、第2期からの新規事業を、担当欄の「○」は、事業の取りまとめ課を示します。

1 自殺の実態を明らかにする

自殺者や自殺者遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究とともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進します。

関連する事業等

● 既存資料の利活用の推進

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
自殺関係統計資料の把握・情報発信	人口動態統計や警察資料から地域の自殺の実態を把握し、情報発信する。	ホームページを毎月更新	精神保健福祉課

● 市民に対する意識調査の実施

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
市民意識調査の実施	自殺に関係が深い項目について市民意識調査を実施し、自殺に対する市民意識の変化を把握する。	平成30年度までに市民意識調査を1回実施	精神保健福祉課

2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、専門家へつなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等について、市民の皆さんの理解の促進を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

関連する事業等

● 自殺予防週間における啓発事業の実施

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
街頭キャンペーンの実施	9月10日からの自殺予防週間に合わせ、自殺予防の普及啓発のための街頭キャンペーンを行う。	年1回実施	精神保健福祉課
◎各種普及啓発活動の実施	9月10日からの自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせ、電子メールの署名欄や職員名札等を活用した普及啓発活動を行う	年2回実施	○精神保健福祉課関係各課等

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
◎啓発キャラクターを活用した普及啓発活動の実施	自殺予防啓発キャラクター「いきるん」を活用した各種普及啓発活動を行う。	年2回以上実施	○精神保健福祉課 関係各課等
市立図書館における心の健康特別展示	特別コーナーを設け自殺予防や心の健康に関する図書等を展示する。	年2回実施	○精神保健福祉課 こころの健康センター 中央図書館

●精神疾患についての普及啓発

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
自殺予防に関連したホームページの運営	自殺予防に関連した情報や相談窓口について掲載したホームページを運営する。	継続実施	精神保健福祉課
普及啓発冊子の配布	「うつ病」、「自殺予防」、「職場のメンタルヘルス」、「10代・20代のメンタルヘルス」など精神疾患やメンタルヘルスに対する理解を深めるための冊子を配布する。	キャンペーン、研修会等で精神疾患やメンタルヘルスに関する普及啓発冊子等を年5回以上配布	こころの健康センター
精神保健講演会等	市民一人ひとりがこころの健康や精神疾患について正しい理解ができるよう講演会、健康講座、うつ病等家族教室等を実施する。	こころの健康・精神疾患等に関する講演会・講座等を年3回以上実施	こころの健康センター
アルコール・薬物依存症に関する講演会等	アルコール・薬物等に関連する問題について、正しい知識の習得や理解ができるよう研修会（講演会）、家族教室を実施する。	研修会（講演会）を年1回以上実施 家族教室を年1クール以上実施	こころの健康センター
うつ・自殺予防市民啓発講演会等	うつや自殺予防の普及啓発のための講演会等を開催する。	年1回実施	こころの健康センター 静岡いのちの電話
自殺予防講演会	自殺予防のための普及啓発のための講演会を開催する。	年1回開催 (参加者200名以上)	静岡いのちの電話

●児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
中高生と赤ちゃんの交流会の実施	児童館で、中高生と赤ちゃんの交流会を行い、命の大切さについて感じてもらう機会とする。	参加者数 (平成27年度水準を維持) ・中高生843人 ・保護者443人	子ども未来課

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
小中学校の改訂学習指導要領の先行実施に基づく生命尊重の教育	「道徳教育、保健教育、人権教育など」、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さやかけがえのない自他の生命を大切にする教育を行う。	継続実施	学校教育課

3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人を養成します。

関連する事業等

●ゲートキーパーの養成

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
地域自殺対策推進センターの運営	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
◎市職員(委託事業従事者含む)向け人材育成	市職員や市の委託事業等により生活相談等に対応している職員に対して、庁内連携のもと、メンタルヘルスに関する研修等を共同で企画・実施する。	年3回程度実施	こころの健康センター 関係各課
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業	市民が最初に受診することが多い内科医等のかかりつけ医やうつ病患者と接触する機会の多い精神保健福祉関係者に対し、うつ病の診断・治療の知識や技術の向上を図り、早期発見・早期治療の推進を図る。	年2回実施	こころの健康センター
民生委員・児童委員等研修	民生・児童委員等に対して、精神疾患や自殺に対する理解を深めるための研修会を実施する。	年1回実施	こころの健康センター
◎各種セミナー、研修の開催	ストレスチェック関連、メンタルヘルス対策、復職支援対策他事業者、事業担当者、労働者、産業医、保健師、看護師等労働者のメンタルヘルス対策の支援	年40回実施	静岡産業保健総合 支援センター

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
電話相談員養成事業	電話相談事業の中核をなすのは電話相談員です。また、毎日24時間の相談受信という究極の目標を達成するには、現状の倍近い相談員が必要です。募集～養成研修を通じ、相談員の増加、相談時間の延長拡大を目指します。	電話相談員の新規認定者を年7名確保	静岡いのちの電話

4 こころの健康づくりを進める

自殺の原因となるストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などこころの健康の保持・増進のための職場、地域、学校における体制整備を進めます。

関連する事業等

●職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
職場のメンタルヘルス講演会	労働者や事業場の管理監督者及び安全衛生担当者等を対象に普及啓発を行う。	年3回以上実施	こころの健康センター
職場のメンタルヘルス相談	仕事のストレスに悩む勤労者、その家族、メンタルヘルス対策を実施したいと考える事業主等の相談に臨床心理士が応じる。	継続実施	商業労政課
◎各種セミナー、研修の開催 【再掲】	ストレスチェック関連、メンタルヘルス対策、復職支援対策他事業者、事業担当者、労働者、産業医、保健師、看護師等労働者のメンタルヘルス対策の支援	年40回実施	静岡産業保健総合支援センター
◎個別事業場訪問支援	メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の導入について専門家を個別に事業場に派遣し支援する。また、管理職向けメンタルヘルス教育及び若年労働者の自殺対策としてのメンタルヘルス教育の実施支援	継続実施	静岡産業保健総合支援センター

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
◎ストレスチェック実施の 助成金制度	50人未満の事業場においてストレスチェックを実施した費用に対して助成金を支給	年5件利用 (市内の事業場)	静岡産業保健総合 支援センター
◎産業保健に関する 相談対応	メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度他各種対策の専門的な相談対応	継続実施	静岡産業保健総合 支援センター
◎産業保健情報の提供	メンタルヘルス情報他各種産業保健情報をメールマガジン、HP、情報誌により提供する。	メールマガジン月1回 以上配信 HPを随時更新	静岡産業保健総合 支援センター
小規模事業所の健康相談等	産業医選任義務のない小規模事業場(労働者50人未満)に対する産業保健サービス(健康相談、面接指導等)を無料で提供する。	医師による面接指導を 年55回開催	静岡市地域産業保健 センター
		医師による面接指導を 年35回開催	清庵地域産業保健 センター
◎働く人の電話相談室	世界自殺予防デーに合わせ、3日間専用フリーダイヤルを開設し、電話相談を実施する。	年1回(3日間)実施	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中部支部静岡事務所

● 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
てるてる・ハート	うつ病に関する電話相談	継続実施	こころの健康センター

● 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
障害児放課後レスパイト事業	特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに小学校及び中学校の特別支援学級に通学する身体障がい児及び知的障がい児を放課後に預かることで、保護者の介護負担を軽減し、障がい児とその家族の地域生活を支援する。	1か所へ補助を継続	障害者福祉課
静岡市ひきこもり地域支援センター	概ね6か月以上ひきこもっている本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供を行う。また、必要に応じて関係機関等との連携を図る。	ひきこもっている当事者のひきこもり状態の改善率40%	青少年育成課

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
子ども・若者に係る相談事業	概ね30歳代までの子どもや若者とその家族、関係者を対象とした相談事業	相談対象者(子ども・若者)の状態の改善率65%	青少年育成課
24時間いじめ電話相談	いじめに悩む子どもとその家族や関係者のための電話相談	相談者の満足度3以上が95%以上	青少年育成課
スクールカウンセリング事業	・いじめや不登校、問題行動事件事故等、児童生徒のこころの問題に対応するため、スクールカウンセラー及び教育相談員を小・中学校に配置し、学校における組織的相談機能の向上を目指す。 ・学校における児童生徒及び保護者へのカウンセリングを行う。ケース会議などを通して教職員の対応力の向上を図る。 ・教職員及び保護者に対して、教育相談に関する指導及び支援を行う。	《スクールカウンセラー》 ・全校600人以上の中学校に週8時間 ・全校600人未満の中学校に週6時間 ・全校50人以上の小学校に週3時間 ・全校50人未満の小規模小・中学校は要請対応 《教育相談員》 ・生徒数が200人以上の中学校に実情に応じて週5～20時間を傾斜配置 上記配置計画の100%実施を目指す。	学校教育課

●大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
◎災害時こころのケア研修	大規模災害時において、被災者及び支援者の心のケアができるよう、対応方法にかかる研修等を行う。	継続実施	こころの健康センター

5 適切な精神科医療を受けられるようにする

うつ病など自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう、精神科医療体制を充実させます。

関連する事業等

●精神科医療体制の充実

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
精神科救急医療体制整備	・休日、夜間において外来診療及び入院治療を行う基幹病院等の設置 ・24時間対応の精神科救急情報センターの設置及び運営 ・身体合併症対応病院の設置と体制整備	365日実施	精神保健福祉課
精神障害者通院医療費助成～自立支援医療（精神通院医療）	精神障害で通院医療を受けている人の医療費の自己負担額を軽減する。	制度について年1回医療機関等へ周知	○精神保健福祉課 各区障害者支援課
精神障害者医療費助成制度	精神障害で入院治療を受けている人の医療費の自己負担額を軽減する。	制度について年1回医療機関等へ周知	○精神保健福祉課 各区障害者支援課

●精神保健福祉に関する相談の充実

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
酒害相談	毎月1回、断酒会会員による無料の酒害相談を実施する。	年12回実施	精神保健福祉課
地域自殺対策推進センターの運営【再掲】	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
精神保健福祉相談	精神科医や相談員による相談	精神科医による精神保健相談を年36回実施(毎月3回) 相談員による精神保健相談を継続実施	○精神保健福祉課 各区障害者支援課
精神障害者に対する訪問指導	精神障害者に対し、病気の予防、社会復帰支援のための訪問指導を行う。	訪問指導を年120件実施	○精神保健福祉課 各区障害者支援課

● かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業【再掲】	市民が最初に受診することが多い内科医等のかかりつけ医やうつ病患者と接触する機会の多い精神保健福祉関係者に対し、うつ病の診断・治療の知識や技術の向上を図り、早期発見・早期治療の推進を図る。	年2回実施	こころの健康センター
認知療法研修	うつ病等の認知療法について、医療機関、事業所、診療所、保健福祉センター職員等を対象に研修を実施する。	年1回実施	こころの健康センター

● うつ状態等のスクリーニングの実施

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
妊産婦家庭訪問 うつ予防チェックリストの実施	新生児訪問の際、産婦について産後うつの早期発見の視点を持ち対応する。 全員(外国人等一部除外者有)に「エジンバラ産後うつ病質問票」を使用する。	継続実施 ・新生児訪問の際、全員に実施 ・要フォロー者への支援の実施	○子ども家庭課 各区健康支援課 (各保健福祉センター)

6 社会的な取組で自殺を防ぐ

社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより自殺を防止します。

関連する事業等

● 地域における相談体制の充実 ＜健康全般の相談＞

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
地域自殺対策推進センターの運営【再掲】	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
健康相談	子どもからお年寄りまで、全てのライフサイクルで健康づくりのための保健・福祉・医療に係る総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行う。	継続実施	○健康づくり推進課 各区健康支援課 (各保健福祉センター)

<子ども関係相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
子ども・若者に係る相談事業 【再掲】	概ね30歳代までの子どもや若者 とその家族、関係者を対象とした 相談事業	相談対象者(子ども・若者) の状態の改善率65%	青少年育成課
家庭児童相談室	家庭児童相談員が子育ての悩み、 子どもの発達上の相談に応じ、必 要な援助を行う。	継続実施	○子ども家庭課 各区子育て支援課
児童虐待や子どもの発達の 悩みなどの相談	児童虐待や子どもの発達の悩み など児童に関する困難な相談に 対し、必要な援助を行う。	継続実施	児童相談所

<女性専用相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
女性のための相談 (女性会館)	女性を取り巻く様々な問題や悩み に関する相談に女性相談員が応 じる。	継続実施	男女参画・多文化 共生課
婦人相談	配偶者や恋人などからの暴力をは じめ女性を取り巻く生活上の問題 や悩み相談	継続実施	○福祉総務課 各区生活支援課

<男性専用相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
メンズほっとライン静岡	男性の悩みを対象にした電話相談	年24回(毎月2回)実施	男女参画・多文化 共生課

<労働関係>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
労働相談	雇用、労働、労務管理全般に関する 相談に社会保険労務士が応じる。	継続実施	商業労政課

<高齢者相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
地域包括支援センターの 運営	主任ケアマネジャー、保健師、社 会福祉士等が高齢者に係る相談 を行い、必要に応じて関係機関等 と連携を図るセンターの設置と体 制整備及び機能強化を推進する。	継続実施	地域包括ケア推進本部

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
高齢者総合相談	高齢者総合相談	継続実施	○高齢者福祉課 各区高齢介護課
高齢者・障害者相談	無料面接相談(予約制)	継続実施	静岡県弁護士会
弁護士による高齢者のための 電話相談	無料電話相談(随時)	継続実施	静岡県弁護士会

<地域の相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
犯罪被害者等支援総合案内 窓口	犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介	継続実施	生活安心安全課
生活保護相談	生活保護等に関する相談	継続実施	○福祉総務課 各区生活支援課
静岡市ひきこもり地域支援 センター【再掲】	概ね6か月以上ひきこもっている本人やその家族等からの相談に応じ、助言や情報提供を行う。また、必要に応じて関係機関等との連携を図る。	ひきこもっている当事者のひきこもり状態の改善率40%	青少年育成課
青少年の社会的ひきこもりに対する相談～青少年交流スペース「アンダンテ」～	青少年の社会的ひきこもりに対して、教育的視点からの相談活動等を通して社会参加を支援する。	継続実施	静岡県教育委員会 社会教育課
◎静岡相談室無料電話相談	産業カウンセラーによるこころの悩みを抱える方のための電話相談	週2日実施	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中部支部静岡事務所
総合相談	生活上の様々な心配事や悩み事に対して相談の窓口を開設する。弁護士、精神保健福祉士、社会福祉士等による専門的な窓口も併せて開設し、相談に応じる。	継続実施	静岡市社会福祉協議会
交通事故相談	無料面接相談(予約制)	週4日実施 (月曜・水曜の午後 火曜・木曜の午前)	静岡県弁護士会
犯罪被害者相談	無料面接相談(予約制)	継続実施	静岡県弁護士会

<障害者相談>

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
障害者相談支援事業	身体・知的・精神の各障がい者及びその関係者から相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援並びに関係機関との連絡調整を行う。	身体3箇所 知的3箇所 精神3箇所で継続実施	○障害者福祉課 ○精神保健福祉課
障害者110番事業	障害者の日常相談、権利擁護に関する相談を受付ける。	1か所で継続実施	障害者福祉課
発達障害者支援センター運営事業	発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係機関等との連携を図る。	1か所で継続実施	障害者福祉課

●多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
多重債務に関する相談	・平日の生活安心安全課消費生活センターによる無料相談 ・法律専門家による日曜日の無料相談会	平日の無料相談を継続実施 日曜日の無料相談会を年1回実施	生活安心安全課 (消費生活センター)
司法書士総合相談センターしずおか	司法書士による無料面接相談・電話相談	継続実施	静岡県司法書士会
クレサラ相談	弁護士による多重債務についての無料相談会 借金整理について、法律的なアドバイス、生活相談など。事件受任後の着手金などについて、応相談で分割払いなど。 過払いについて、受任後、金額の上限に関係なく過払い返還訴訟が可能(弁護士が出廷)。	継続実施	静岡県弁護士会
民事法律扶助	資力の乏しい方が法的トラブルに遭ったときに無料で法律相談を行うほか、審査の上で法律の専門家を紹介し、裁判費用並びに弁護士及び司法書士の費用の立替えを行う。	継続実施	日本司法支援センター 静岡地方事務所 (法テラス静岡)

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決・貸付自粛申告の受付	貸金業界の指定紛争解決機関（金融ADR）として、次の業務を行います。 ・貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応 ・返済困難な相談者に対する債務解決支援 ・多重債務の再発防止を図るための支援（生活再建支援カウンセリング） ・貸付自粛申告の受付（郵便可）	継続実施	日本貸金業協会 静岡県支部

● 経営者に対する相談事業の実施等

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
◎各種セミナー、研修の開催【再掲】	ストレスチェック関連、メンタルヘルス対策、復職支援対策他事業者、事業担当者、労働者、産業医、保健師、看護師等労働者のメンタルヘルス対策の支援	年40回実施	静岡産業保健総合支援センター
◎個別事業場訪問支援【再掲】	メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の導入について専門家を個別に事業場に派遣し支援する。また、管理職向けメンタルヘルス教育及び若年労働者の自殺対策としてのメンタルヘルス教育の実施支援	継続実施	静岡産業保健総合支援センター
◎ストレスチェック実施の助成金制度【再掲】	50人未満の事業場においてストレスチェックを実施した費用に対して助成金を支給	年5件利用 （市内の事業場）	静岡産業保健総合支援センター
◎産業保健に関する相談対応【再掲】	メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度他各種対策の専門的な相談対応	継続実施	静岡産業保健総合支援センター
◎産業保健情報の提供【再掲】	メンタルヘルス情報他各種産業保健情報をメールマガジン、HP、情報誌により提供する。	メールマガジン月1回以上配信 HPを随時更新	静岡産業保健総合支援センター
経営安定特別相談室	中小企業の経営安定（倒産防止）の相談	継続実施	○静岡商工会議所 静岡事務所 清水事務所
静岡県中小企業再生支援協議会	経営環境が悪化しつつある中小企業に対し、再生支援を行う。	継続実施	静岡商工会議所

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
リスクマネジメント (メンタルヘルス)セミナー	従業員のメンタル疾患をめぐる法律と実務	年1回実施	静岡商工会議所
静岡県経営改善支援センター	金融支援が必要な中小企業に対し、経営改善計画等の策定支援	継続実施	静岡商工会議所
静岡県よろず支援拠点	経営上のあらゆる悩みの相談に対応。事業者の課題に応じて、複数の支援機関・専門家がチームを組んで支援。地域の支援機関とのネットワークを活用し的確な支援機関等を紹介。	継続実施	静岡商工会議所

● 失業者等に対する相談窓口の充実等

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
失業者に対する相談	求職者に対する相談業務・職業紹介	精神障害者紹介件数 年1,000件 就職件数 年120件	静岡公共職業安定所
若年無業者の方等、及びその保護者等に対する相談支援	15歳以上～39歳までの若年無業者の方及びそのご家族に対して個別相談、職業的自立の支援、就労継続支援等を行う。	相談窓口を継続実施 出張相談を年10回実施	静岡地域若者サポートステーション

● 法的問題解決のための相談窓口の充実等

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
女性のための法律相談	女性が抱える法律に関わる問題について、女性弁護士が相談に応じる。	継続実施	男女参画・多文化共生課
法律相談	弁護士による事業経営に関わる法律相談	静岡・清水事務所で合わせて月3～4回実施	○静岡商工会議所 静岡事務所 清水事務所
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部	成年後見制度を利用して、高齢者、障害者の権利と財産を守るための相談司法書士を紹介する。	継続実施	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部
東日本大震災法律援助	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村に平成23年3月11日に住居や営業所があった方に対し、刑事事件以外の法的な問題について、無料で法律相談を行うほか、審査の上、法的問題の解決にかかる弁護士・司法書士等の費用の立替えを行う。	継続実施	日本司法支援センター 静岡地方事務所 (法テラス静岡)

●介護者の支援の充実

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
介護支援者育成事業	65歳以上の認知症高齢者及び虚弱高齢者を在宅で介護している人に対し、正しい介護方法を啓発するとともに、介護者同士の交流の場を設け、リフレッシュを図る。	継続実施	高齢者福祉課
家族介護者支援事業	在宅で介護を支える家族の身体的、精神的負担を地域で支援するため、介護に関する情報の収集及び提供、介護者同士の交流事業等を実施する。	広報誌発行を年2回 学習会を年2回 交流会を年2回 リフレッシュを年4回 連携会議を年2回 それぞれ実施 相談を継続実施	介護保険課

●いじめを苦にした子どもの自殺の予防

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
24時間いじめ電話相談 【再掲】	いじめに悩む子どもとその家族や関係者のための電話相談	相談者の満足度3以上が 95%以上	青少年育成課

●精神保健福祉相談

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
うつ病相談事業	うつ病に関する相談事業（面接相談、専門電話相談）	継続実施	こころの健康センター
電話相談事業	自殺をはじめ、精神的危機に直面した方に電話で寄り添い、自立のための援助を行う。（毎日12時～21時）	継続実施	静岡いのちの電話
フリーダイヤル自殺予防電話相談	厚生労働省助成事業 毎月10日に朝8時～翌朝8時の24時間実施。相談電話の料金を国が負担。通常電話相談に比し、自殺の恐れのある相談比率が著しく高い傾向がある。	継続実施	静岡いのちの電話

●総合相談

事業	事業内容	平成30年度までの 取組目標	担 当
こころと法律の相談会 （委託事業）	自殺予防週間の時期に合わせ、こころの健康と法律それぞれの専門家が同席しての相談会を実施。	年1クール実施	精神保健福祉課

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、入院中及び退院後の心理的ケア、自殺企図の原因となった社会的要因に対する取組を支援する。

関連する事業等

●自殺未遂者に相談窓口を紹介するための支援

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
地域自殺対策推進センターの運営【再掲】	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
相談窓口カードの配布	関係機関に対して、相談窓口の連絡先が記載してある相談窓口カードを配布し、自殺未遂者やその家族等に渡してもらうよう依頼する。	継続実施	こころの健康センター

8 遺された人の苦痛を和らげる

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うとともに、自殺者遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援します。

関連する事業等

●自殺者遺族のためのメンタルケア相談

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
犯罪被害者等支援総合案内窓口【再掲】	犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介	継続実施	生活安心安全課
地域自殺対策推進センターの運営【再掲】	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
りんどう相談室	自死※遺族に対するメンタルケア相談	継続実施	こころの健康センター

●自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
グリーフケアこころの絆をはぐむ会	自死※や病死、事故死で大切な人を亡くした方の悲嘆の気持ち、喪失の悲しみを語り分かち合う集い。	分かち合いを年12回 (毎月1回)実施 講演会を年1回開催	事務局： 伴司法書士事務所

● 遺族のためのパンフレット等の作成・配布の促進

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
普及啓発冊子の作成・配布	自死※遺族のメンタルケア等に関する普及啓発冊子・相談窓口カードの作成・配布	継続実施	こころの健康センター

9 民間団体との連携を強化する

自殺対策を進める上で民間団体の活動は不可欠です。宗教家、遺族やその支援者などが、ボランティアとして参加している民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しています。国及び地域の自殺対策において、このような民間団体の活動を明確に位置づけること等により、民間団体の活動を支援します。

● 地域における連携体制の確立

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
静岡県自殺対策連絡協議会への参画	静岡県自殺対策連絡協議会に参画し、効果的な自殺対策を推進する。	継続実施	精神保健福祉課
地域自殺対策推進センターの運営【再掲】	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。自殺対策関係者への研修事業等、自殺防止に関する支援体制の整備を推進する。	研修会を年1回実施 ニュースレターを年2回発行	精神保健福祉課
普及啓発活動の共催	静岡いのちの電話等自殺対策関係団体との講演会、普及啓発活動等の共同実施	講演会を年1回実施	こころの健康センター
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業【再掲】	市民が最初に受診することが多い内科医等のかかりつけ医やうつ病患者と接触する機会の多い精神保健福祉関係者に対し、うつ病の診断・治療の知識や技術の向上を図り、早期発見・早期治療の推進を図る。	年2回実施	こころの健康センター

● 民間団体の電話相談事業に対する支援

事業	事業内容	平成30年度までの取組目標	担当
静岡いのち電話に対する補助金の交付	自殺予防電話相談事業を行っている「静岡いのちの電話」への補助金交付	継続実施	精神保健福祉課

資料1

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)

目次

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第12条—第14条)

第3章 基本的施策(第15条—第22条)

第4章 自殺総合対策会議等(第23条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう

努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かん}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)自殺総合対策大綱の案を作成すること。

(2)自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3)前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

資料2

自殺対策基本法の概要

〈目的〉

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

〈基本理念〉

- ①自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるときともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- ②自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- ③自殺対策は、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- ④自殺対策は、事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- ⑤自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

〈関係者の責務等〉

- ①自殺対策について、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を規定
- ②政府は、自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めるとともに、毎年、自殺対策の状況を国会に報告

〈自殺予防週間・自殺対策強化月間〉

- ①自殺予防週間（9月10日～16日）を設け、啓発活動を広く展開
- ②自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開

〈関係者の連携協力〉

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

〈都道府県自殺対策計画等〉

都道府県、市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める。

〈基本的施策〉

- ①調査研究の推進及び体制の整備
- ②人材の確保等
- ③心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等
- ④医療提供体制の整備
- ⑤自殺発生回避のための体制の整備等
- ⑥自殺未遂者等の支援
- ⑦自殺者の親族等の支援
- ⑧民間団体の活動の支援

〈厚生労働省に自殺総合対策会議を設置〉

会 長	厚生労働大臣
委 員	国務大臣のうちから 内閣総理大臣が指定する者
所掌事務	・自殺総合対策大綱の案の作成 ・関係行政機関相互の調整 ・自殺対策に関する重要事項を 審議し、自殺対策の実施を推進

資料3

自殺総合対策大綱の概要（平成24年8月28日閣議決定）

第1 はじめに

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

自殺総合対策の現状と課題：

地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死＞

＜自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題＞

＜自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い＞

第2 自殺総合対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第3 当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

第4 自殺対策の数値目標

平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

第5 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における連携・協力の確保
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

資料4

計画策定の経過

年度	項 目	開催日時等	主 な 内 容
27	自殺対策に関する市民意識調査の実施	平成27年6月30日～7月24日	●市民6,000人に調査票を発送、有効回答数2,326件(38.8%)
	第1回 静岡市自殺対策連絡協議会	平成27年10月20日	●静岡市自殺対策行動計画次期計画について
	第1回 静岡市自殺対策庁内連絡会	平成27年12月21日	●静岡市自殺対策行動計画次期計画策定の基本方針(案)について
	第2回 静岡市自殺対策連絡協議会	平成28年3月24日	●第2期静岡市自殺対策行動計画素案について
28	第1回 静岡市自殺対策庁内連絡会	平成28年6月7日	●自殺対策庁内連絡会の位置付けと策定プロセスの変更について ●第2期静岡市自殺対策行動計画中間案について
	第1回 静岡市自殺対策連絡協議会	平成28年8月4日	●第2期静岡市自殺対策行動計画中間案について
	第2回 静岡市自殺対策庁内連絡会	平成28年9月13日	●第2期静岡市自殺対策行動計画中間案について ●庁内各課、関係各機関等と連携した事業について
	パブリックコメント (市民意見提出手続)の実施	平成28年10月31日～平成28年11月30日	●第2期静岡市自殺対策行動計画中間案に対するパブリックコメント
	自殺対策連絡協議会委員及び関係各機関等への意見照会	平成28年12月9日～平成28年12月22日	●第2期静岡市自殺対策行動計画最終案に対する意見照会
	第3回 静岡市自殺対策庁内連絡会	平成29年1月16日	●第2期静岡市自殺対策行動計画最終案について





第2期 静岡市自殺対策行動計画

(平成29年3月発行)

発 行：静岡市

編 集：静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部
保健所 精神保健福祉課

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
城東保健福祉エリア内

T E L:054-249-3179

F A X:054-249-3149

E-mail:seishinhoken@city.shizuoka.lg.jp

